

議案第 1 1 号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 2 0 年 1 0 月に大阪市で発生した火災により 1 5 名が死亡したことを契機として、カラオケボックス等の個室型店舗に係る遊興の用に供する個室に設ける外開き戸の構造に関し、適切な規制を行うことにより防火安全対策を推進するとともに、条文を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

## 富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第37条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 令別表第1（2）項二に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）に係る遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、これらを避難上支障がないように管理しなければならない。ただし、避難の際に外開き戸の開放により当該避難通路において避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第42条中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又は個室型店舗」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。